

大阪市多文化共生指針（素案）にかかるパブリック・コメントの実施結果（概要）

1 実施概要

- （１）募集期間 令和２年３月２日（月）～令和２年３月３１日（火）
- （２）募集方法 電子メール、ファックス、送付（郵送等）、持参
- （３）閲覧・配架場所
 - ・大阪市役所（市民局ダイバーシティ推進室人権企画課、市民情報プラザ）
 - ・各区役所・出張所
 - ・大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）
 - ・大阪市人権啓発・相談センター
 - ・市民局ホームページ

2 実施結果

- （１）集計結果 受付通数 46 通（意見総数 291 件）
- （２）受付通数の内訳

【受付方法別】 (通)

電子メール	ファックス	送付（郵送等）	持参
40	3	1	2

【年齢別】 (通)

30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	不明	団体等
4	7	9	4	2	16	4

【居住地別】 (通)

大阪市内居住	大阪府内居住	大阪府外居住	不明	団体等
18	9	6	9	4

- （３）意見が多かった内容と意見の例

外国につながる児童生徒への支援に関すること（58 件）

- ・外国につながる児童生徒への母語・母文化の保持教育はアイデンティティ確立、保護者とのコミュニケーションにとって重要。
- ・外国につながる児童生徒対象の支援策だけでなく、マジョリティとなる日本人児童生徒や、その保護者の意識変容も支援の一環として重要。
- ・外国につながる児童生徒の不就学の実態把握に努め、学校等につなげる取り組みに取り組んでもらいたい。

など

情報発信・相談対応に関すること（17 件）

- ・様々な機関が連携し、外国につながる市民が相談しやすい環境を作ることが必要。
- ・外国につながる市民は言語面での課題や日本社会への不慣れから行政情報などへのアクセスは非常に困難。そのような状況を踏まえ情報を発信してもらいたい。

など

韓国・朝鮮籍住民への施策に関すること（15 件）

- ・依然として大きな割合を占めている韓国・朝鮮籍住民への施策に言及すべき。
- ・情報アクセスや日本語教育の課題など、外国につながる市民が抱える見えやすい困りごとへの対応も重要であるが、大阪・日本で生まれたり、長期に暮らしたりする外国につながる市民を対象とする施策が極端に少なくなっている点は問題。

など

ヘイトスピーチや差別の解消の取組みに関すること（16 件）

- ・ヘイトスピーチ解消に関する施策の拡充について記載すべき。
- ・震災時など外国人への悪質なデマが起きないように啓発を進めるとともに、デマが起きた時に正しい情報を伝達できるよう職員の研修が必要。

など

外国につながる市民が活躍できるまちづくりに関すること（15 件）

- ・外国籍住民の参画と多様な意見を市政に反映させるのために、外国につながる市民会議など、当事者の意見の反映と多文化共生施策へ参画できる制度が必要。
- ・ずっと住む人には選挙権・住民投票権も検討してほしい。

など

大阪市外国籍住民施策基本指針の取組みについて（14 件）

- ・これまでの「大阪市外国籍住民施策基本方針」にもとづく具体的な取組みについての総括が必要。

など

日本語学習に関すること（9 件）

- ・外国人住民に対する日本語教育は、権利保障の観点から行政が責任を持って行うべき。
- ・現状の識字・日本語教室は、ボランティアの高齢化、減少により、教室の運営に支障をきたしているところが増えている。外国人の日本語教育の多くをボランティアに求めることに無理があり、学習者のニーズに対応できない。

など

生活ルールやマナーに等についての理解促進について（8 件）

- ・生活ルールやマナーを理解してもらおうという表現は、外国人はルールを守らないといった偏見を助長しかねない。むしろ、生活情報の多言語化・やさしい日本語化に加え、円滑なコミュニケーションを図ることが重要である。

など

※パブリック・コメントによせられた意見については、現在、関係所属と調整し本市の考え方の整理を行っており、今後、素案策定にあたりご意見をうかがっている有識者からの意見も踏まえ大阪市多文化共生指針を取りまとめます。